

【資料5】

（仮称）第6次調布市総合計画策定方針

令和3年7月

調 布 市

(仮称) 第6次調布市総合計画策定方針

この方針は、調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例（平成24年12月18日条例第45号。以下「自治基本条例」という。）第12条に基づき（仮称）第6次調布市総合計画（以下「次期総合計画」という。）を策定するため、基本的な事項を定めるものである。

1 計画策定の必要性と背景

調布市は、平成25（2013）年度から令和4（2022）年度を計画期間とする、第5次調布市総合計画（以下「現行計画」という。）に基づき、基本構想に掲げたまちの将来像「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」の実現に向け、総合的かつ計画的なまちづくりを進めている。

現行計画においては、東日本大震災の経験を踏まえ、災害に強いまちづくりをはじめ、市政の第一の責務である安全・安心の確保や市民生活支援に継続的に取り組むことを基調とした。

また、子ども・福祉分野においては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援や地域包括ケアシステムの構築など、国の制度改革等に対しても、適切な対応を図ってきた。

加えて、京王線の地下化を契機とする調布のまちの南北一体の都市基盤整備の着実な推進、ラグビーワールドカップ日本大会及び東京2020大会を契機とした各種取組の展開など、ソフト・ハードが一体となったまちづくりを多様な主体と連携しながら推進してきた。

今般の次期総合計画の策定に当たっては、こうしたこれまでの総合計画に基づくまちづくりの成果を基盤としつつ、引き続き「調布市民憲章（昭和51年）」や、「国際交流平和都市宣言（平成2年）」などのまちづくりの基本理念の根底にある考え方を継承し、今後の市政を取り巻く社会潮流を踏まえ、市民参加と協働の実践を重ねながら検討を進めていく。

検討に当たっての前提として、近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害や震災対策、人口減少社会の到来を見据える中での少子高齢化の進行、公共施設やインフラの老朽化、地球規模の環境意識の高まり、ユニバーサルデザインの考え方の定着、市民の価値観・ライフスタイルの変化、地域コミュニティの希薄化、中心市街地の基盤整備及び各地域におけるまちづくりなど、従来の課題は新たな局面を迎える。

こうした多様化・複雑化する課題に対し、幅広い市民の参加はもとより、NPO・企業・大学など多様な主体の参加と協働により、総合的かつ計画

的にまちづくりを進めることの必要性は、今まで以上に高まるものと考え
る。

併せて、持続可能なまちづくりや地域活性化を図るため、国際社会全体
の共通目標である SDGs^{※1} の達成や国全体の共通課題である地方創生に
向けた取組などの一層の推進が重要となる。

一方で、今般の新型コロナウイルスの感染拡大は、市民生活や地域経済
に非常に大きな影響を及ぼし、社会及び市民の意識や生活様式に変化をも
たらした。

その変化の一つとして国や東京都が相次いでデジタル化推進の方向を
打ち出すこととなった。市としても、デジタル技術やデータを活用した市
民の利便性の向上を目指し、積極的な取組を推進していく必要がある。

また、防災・減災対策との横断的連携により推進する施策については、
フェーズフリー^{※2} の考え方を含む多角的な視点から検討するなど、柔軟な
考えを取り入れていく必要がある。

このような認識の下、現行計画を引き継ぎ、市の将来像を中長期的に展
望し、計画行政における中心的な役割を担う計画として、令和5年度を初
年度とする（仮称）次期総合計画を策定する。

※1 ^{エスディー・ジーズ} SDGs (Sustainable Development Goals; 持続可能な開発目標)

平成 27(2015)年 9 月の国連サミットにおいて、日本を含む全
193 か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標。以下の
17 の目標が掲げられている。



※2 フェーズフリー

日常的に使用・提供している施設機能や市民サービス、システム
などを、平常時だけでなく災害時などの非常時においても利活用で
きるよう整備していくという考え方。

- 例) ・ 公共施設において、地域の人々が集う場所として利用される
スペース等を非常時に地域住民の避難所等として利活用する
- ・ 算数の授業で、「津波の速さ」を問題として扱うことで、その
速さを理解し、早めの避難の必要性を普段から意識付ける

2 計画策定の前提

(1) 人口

令和3年度に実施する将来人口推計を基本とする。

(2) 土地利用

次期調布市都市計画マスタープランにおける「土地利用に関する基本方針」を踏まえることとする。なお、都市計画マスタープランは、次期総合計画と同時期の策定を予定していることから、相互に調整を図るものとする。

(3) 財政

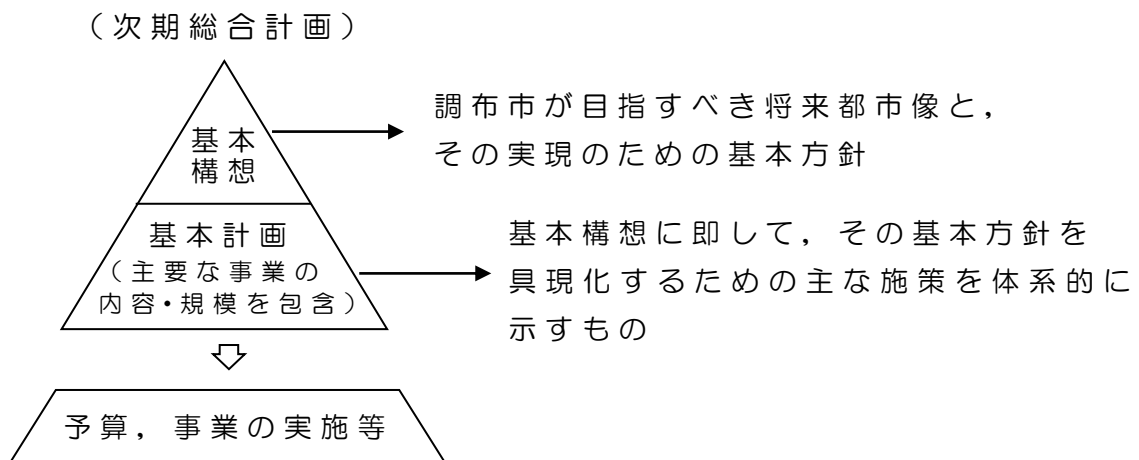
中長期的な財政計画を策定し、財政の健全性を維持していくものとする。

3 計画の構成・性格

(1) 計画の構成

自治基本条例第12条第1項に基づき、次期総合計画は、基本構想及び基本計画により構成する（図1参照）。

【図1 計画の構成のイメージ】



(2) 計画の期間・性格

ア 基本構想

(ア) 期間

基本構想は、令和5(2023)年度を初年度とし、令和12(2030)年度までの8年間を計画期間とする。なお、この計画期間は、1期4年間の市長任期との整合性を確保するとともに、現在の調布市将来人口推計(平成30(2018)年3月推計)により令和10年頃に人口のピーク(約24万1000人)を迎えると推計されていることも踏まえた。また、令和12(2030)年を目標年次に掲げている国や東京都の計画等との連動性も考慮し、8年間とする。

(イ) 性格

自治基本条例第 12 条第 1 項に基づき，基本構想は，調布市の目標とすべき将来都市像及びその実現のための基本方針を示すものとし，地域特性を活かした将来都市像を市民と市が共有し，議会の議決を経て策定する。

イ 基本計画

(ア) 期間

基本計画は，令和 5（2023）年度を初年度とし，前期及び後期の計画期間はそれぞれ 4 年間とする（図 2 参照）。

(イ) 性格

自治基本条例第 12 条第 1 項に基づき，基本計画は，基本構想に即して，その基本方針を具現化するための基本的な施策を体系的に示すとともに，各施策分野における主要な事業の内容及び規模の概要を示すものとして策定する。

【図 2 計画期間のイメージ】

< 現行計画の計画期間 >

年度	和暦 (西暦)	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)
基本構想	基本構想(10年間)										
基本計画	前期基本計画(6年間)										
	修正基本計画(4年間)				後期基本計画(4年間)						
市長任期	→		→				→				→

< 次期総合計画の計画期間 >

年度	和暦 (西暦)	令和 5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)
基本構想	新たな基本構想(8年間)								
基本計画	前期基本計画(4年間)				後期基本計画(4年間)				
市長任期	→				→				

(3) 各施策分野の計画等

次期総合計画は，市の各施策分野において市民参加等を踏まえ策定した個別計画や，国・東京都等が策定した市域を包含する広域的な計画との整合性を確保しながら策定するとともに，次期総合計画と市の各施策分野の個別計画との関係を整理し，市全体の計画体系を明確にすることとする。

また，各施策分野の個別計画についても，次期総合計画の検討と合わせ，必要に応じて見直しを行い，同時期及び今後策定する予定の計画については，次期総合計画を踏まえた内容として，可能な限り，次期総合計画の内容や計画期間と整合を図るものとする。

(4) 次期総合計画の進行管理

行政評価による計画・行革・予算が一体となったPDCAマネジメントサイクル〈Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改革・改善）〉を活用し、計画に位置付けた各施策・事務事業の進行管理を行う。

4 参加と協働による次期総合計画の策定

(1) 参加と協働

次期総合計画の策定に当たっては、検討の初期段階から、策定過程の積極的な情報発信、意識調査・アンケート、説明会、タウンミーティング、ワークショップ、パブリック・コメント手続等、様々な機会を捉えた市民意見の募集と反映など、広範かつ多様な市民参加の機会を積極的に確保する。

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、オンライン会議やコミュニケーションアプリの活用など創意工夫を重ねながら、次代を担う若い世代をはじめ、幅広い年代等からの意見の把握に努めていく。

また、公募市民を含む検討組織を設置し、市民と市との協働により会議等を運営していくことで、基本構想の策定過程を通じた参加と協働のまちづくりを推進し、市民全体で調布の新たな将来都市像の共有を目指すものとする。

(2) 基本構想策定推進市民会議

公募等による市民及び職員（調布市総合計画策定庁内検討プロジェクト・チーム^{※3}）で構成し、調布市総合計画策定推進委員^{※4}の参加・助言などのもと、基本構想の策定に向け、市民と市の協働により検討する組織として、設置する。

(3) （仮称）産学官連携会議

多様化・複雑化する市を取り巻く環境の変化や社会的な課題を的確に捉え、市内に所在する企業・大学等がデジタル化に係る先端技術やスマートシティの取組などそれぞれの専門的知見やノウハウを生かしながら検討を行う組織として、設置する。

（仮称）産学官連携会議は、基本構想策定推進市民会議と適宜、情報共有しながら、次期総合計画の策定に向け、議論を行う（図3参照）。

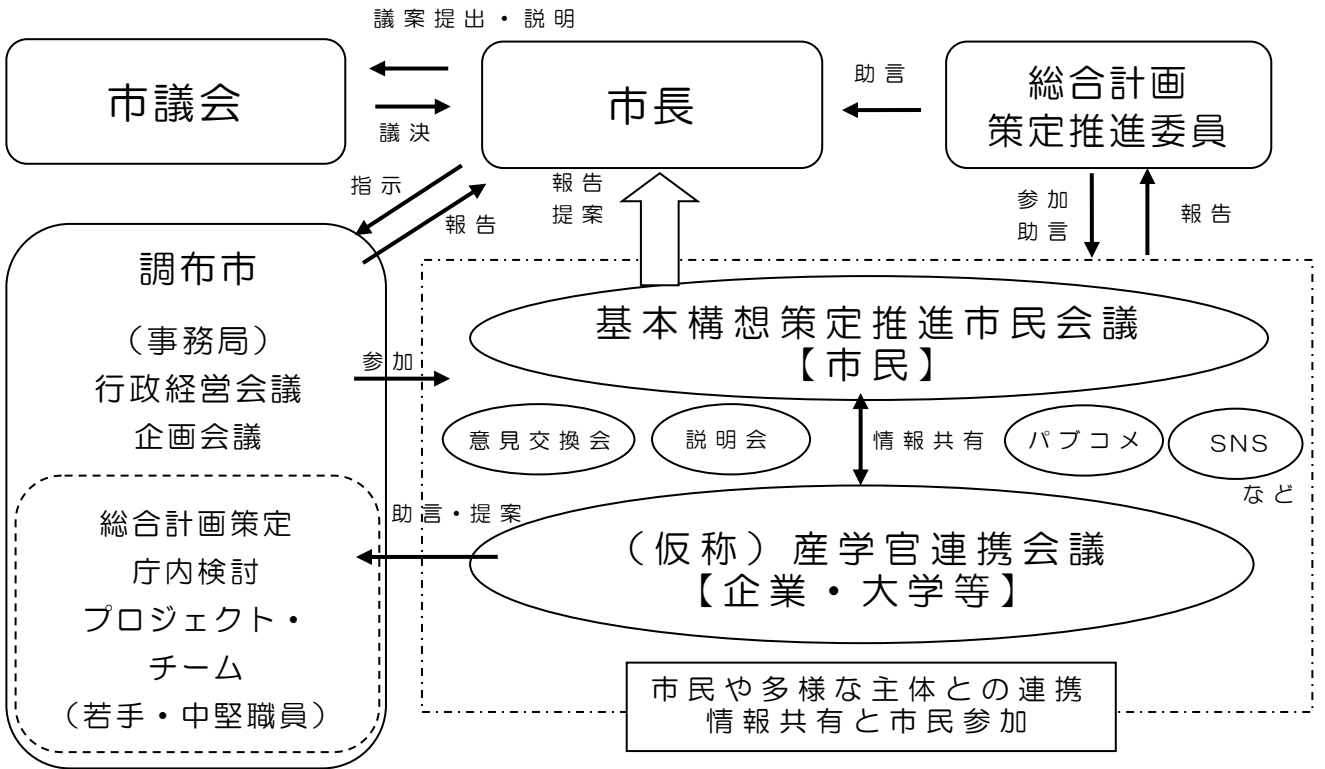
※3 調布市総合計画策定庁内検討プロジェクト・チーム

次期総合計画の策定に向け、市政全般や各施策に係る情報の収集・調査及び分析や計画策定過程における市民との意見交換などを行うため、令和2年10月に設置した、市職員・監理団体職員で構成する組織（公募含む25人以内で構成）

※4 調布市総合計画策定推進委員

総合計画等の策定・推進に関して助言を行う専門委員
(令和3年4月現在, 定員10人以内)

【図3 検討組織と体制のイメージ】



5 総合計画の策定スケジュール(案)

令和3年度は, 次期総合計画の策定方針を策定・公表するとともに, 基本構想策定推進市民会議を中心とし, 多様な市民参加の機会を設けながら, 企業・大学等とも連携の下, 基本構想案の中間とりまとめを行う。

令和4年度は, 基本構想案の最終とりまとめを行うとともに, 議会の議決を経て, 基本計画案と併せ, 年度末に次期総合計画として策定・公表を行う。

【図4 策定スケジュール(案)】

	令和3(2021)年度				令和4(2022)年度			
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
検討内容	策定方針策定・公表 パブコメ	人口推計・基礎調査	基本構想案検討	中間とりまとめ	基本計画案検討	最終とりまとめ	基本構想議案提出	総合計画策定公表
市民参加と協働	市民委員公募	基本構想策定推進市民会議による検討 【多様な市民参加の機会の検討・確保(SNSを活用した情報発信, タウンミーティング, パブコメ)】			中間報告	基本構想案提出	多様な主体(企業・大学等)との連携 (仮称)産学官連携会議設置・産学官連携した市の課題解決に向けた検討, 勉強会・研修会の開催	

※現在の想定ですので, 今後変更となる可能性があります。